

# 避難行動要支援者とは

生活の基盤が自宅にあって、災害時に自ら避難することが著しく困難な方をいいます。

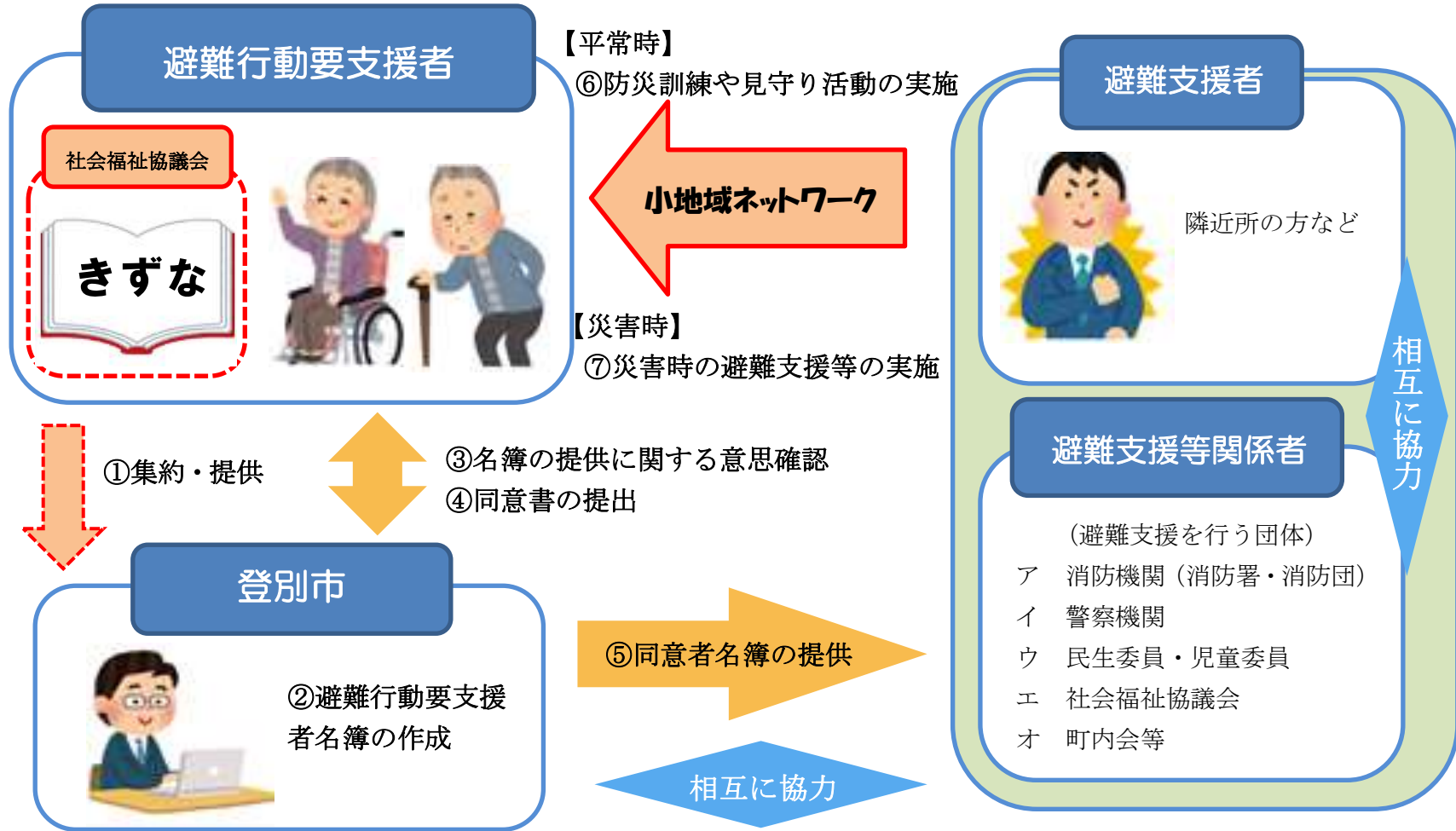
避難行動要支援者名簿には、避難支援を要する可能性が高い次の(1)～(7)の者を掲載します。

- (1) 要介護認定3以上の者
- (2) 身体障害者手帳1・2級を所持する者
- (3) 療育手帳Aを所持する者
- (4) 精神障害者手帳1級を所持する者
- (5) 難病患者
- (6) 高齢者(75歳以上)のみの世帯(※家族と同居しているが昼間は一人になる高齢者の方も含む)
- (7) 上記以外で支援を希望する者

## ①集約・提供

市は社会福祉協議会が集約している「きずなづくり台帳」の提供を受けます。

# 避難支援の流れ



## ②避難行動要支援者名簿の作成

行政の関係各課で把握している情報、きずなづくり台帳を集約して作成します。名簿には、氏名、生年月日、性別、住所、避難支援等を必要とする事由などが掲載されます。

## ③名簿の提供に関する意思確認

名簿情報を平常時から外部提供することについて、市から意思確認を行います。

## ④同意書の提出

同意書に「同意」又は「不同意」の意思を示して、市まで提出をお願いします。

## ⑤同意者

同意のあった避難行動要支援者の名簿を避難支援等関係者に提供します。

## ⑥防災訓練や見守り活動の実施

名簿情報を活用して避難行動要支援者への声かけや見守り活動を行い、地域の中でつながりを育みます。

## ⑦災害時の避難支援等の実施

災害が起こった場合は、避難行動要支援者名簿に基づき避難支援や安否確認を行います。